

国立大学法人島根大学と公益財団法人しまね産業振興財団との
包括的連携協力に関する協定書

国立大学法人島根大学（以下「甲」という。）と公益財団法人しまね産業振興財団（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に緊密な連携協力と情報共有を図ることで、効果的かつ迅速な島根県の産業振興及び地域課題の解決を展開することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲と乙は、甲にとっては乙を、乙にとっては甲を、連携協力の相手方（以下「連携協力相手」という。）とし、次項以下に定める事項を基本として、適切な役割分担を図りながら、連携協力を努めるものとする。

2 甲と乙は、相互が行う次の各号に定める事項について、全県かつ専門的な立場から積極的な協力・支援を行うものとする。

- (1) 島根県内企業等との共同研究、受託研究及び技術移転の推進に関すること。
- (2) 島根県内企業等の新事業創出支援に関すること。
- (3) 「甲」学生及び県内個人の起業・創業支援に関すること。
- (4) 地域経済活性化に関すること。
- (5) その他、島根県の産業振興に関すること。

（情報の共有化と意見交換）

第3条 甲と乙は、法令その他の規程又は第三者との契約に反しない範囲で、緊密な情報又は意見交換を随時行うものとし、個別企業の情報（個人情報を含む。）を提供する場合、各々の責任において、事前に個別企業から同意を得なければならない。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲と乙は、この協定に基づき連携協力相手から提供を受けた情報を、第2条第2項に規定する事項にのみ使用するものとし、他の事項への使用及び第三者へ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではない。

- (1) 事前に連携協力相手の承諾を得て第三者に提供する情報
- (2) 連携協力相手から提供を受けた際に既に公知となっている情報
- (3) 連携協力相手から提供を受けた後、開示を受けた側の責によることなく公知となった情報
- (4) 連携協力相手から提供を受ける前に取得していた情報
- (5) この協定に違反することなく他の手段により取得した情報
- (6) 連携協力相手から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報
- (7) 法令その他の規程により提供しなければならない情報

（非独占的合意）

第5条 甲又は乙は、それぞれ、いつでも第三者との間で、この協定と同趣旨の協定又はこれに類する契約を締結することができる。

（対外公表）

第6条 第2条第2項の各号に該当する情報の全部又は一部について公表を行う場合は、事前に甲と乙との間で協議の上、その公表の時期、内容、方法等に関する合意をした上で行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、甲又は乙から連携協力相手に対し、有効期間満了日の1か月前までに書面による協定終了の通知がない場合は、更に1年間これを延長するものとする。

2 前項の規定に関わらず、第4条の規定は、この協定の終了後5年間は引き続き効力を有するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、前条の規定は、この協定の終了後も引き続き効力を有するものとする。

（解約）

第8条 前条第1項の規定に関わらず、甲又は乙は、この有効期間中であっても、連携協力相手に解約予定日の1か月前までに書面により通知することにより、この協定を中途解約することができるものとする。

（雑則）

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に規定しない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年12月19日

島根県松江市西川津町 1060
国立大学法人島根大学
学 長




島根県松江市北陵町 1 番地
公益財団法人しまね産業振興財団
代表理事理事長


